

## 投稿論文

## 在米被爆者協会分裂の要因分析と今後の援護課題

池埜 聡<sup>\*1</sup>, 中尾 賀要子<sup>\*2</sup>関西学院大学人間福祉学部<sup>\*1</sup>, 武庫川女子大学大学院臨床教育学研究科<sup>\*2</sup>

## ● 要約 ●

本稿は、1965年に発足し、非営利慈善団体として日米政府への運動を展開するまでに発展した「米国原爆被爆者協会（Committee of Atomic Bomb Survivors : CABS）」の内部分裂に影響を及ぼした要因の探索を目的とする。固有ケース・スタディ法（Intrinsic Case Study）を用いて文献資料、元CABS理事との直接インタビュー・データ、そして筆者らの援護経験などを織り成し、事実の描写を目指した。分裂の要因として、1) 1977年から広島県医師会が中心となって実施されている北米被爆者健診事業（日本人医師団の派遣事業）に絡む被爆者間の対立、2) 県医師会関係者の分裂を促す介入、そして3) 在米被爆者を取り囲む固有の社会文化的背景から生じる重層的ジレンマの影響、などが浮き彫りになった。本研究から今後の研究課題と協会再統合も視野に入れた援護課題について考察する。

● Key words : 在米被爆者, 米国原爆被爆者協会, 内部分裂, 被爆者援護法, 広島県医師会

人間福祉学研究, 6 (1) : 47-68, 2013

## 1. 問題の所在

2011年3月現在、被爆者健康手帳（被爆者手帳）を保持する「在米被爆者」は、カリフォルニア、ハワイ、ワシントン州を中心に974名が確認されている（厚生労働省、2012）。被爆者手帳の交付を受けていない在米被爆者も存在するため、実際の人数把握は困難を極めるが、高齢化による減少傾向は近年特に著しい。在米被爆者は、戦後、結婚や就職のためにアメリカに移り住んだ「新一世」と、アメリカで生まれ、主に日本で教育を受けることを目的として幼少期から児童期に渡日し、被爆を生き抜き、戦後アメリカに戻った「帰米」と呼ばれる人々に大別される<sup>1)</sup>。在米被爆者が有する被爆体験と原爆投下国への移民を伴う人生経験、そして自らの救済を目的とした活動の経緯は、

袖井（1978, 1995）によって詳述されている。

袖井氏の最初の著作から35年、日本政府による在外被爆者援護は大きく展開した。1957年「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）」及び1968年「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律（原爆特別措置法）」の原爆二法、そして両法を統合した1994年「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）」の在外被爆者への適用は、司法の裁きによって拡大されてきた歴史を持つ。

田村（2010）はこれまでの32に及ぶ在外被爆者裁判をふり返り、被爆者援護法適用の拡大過程を4つの段階に分類している。それらは、1) 日本で被爆者援護法による健康管理手当などの受給権を取得した在外被爆者が、国外居住地で手当を受給できるようになった段階（2003年3月1日以

降), 2) 国外居住地から各種手当の支給申請ができるようになった段階(2005年11月30日以降), 3) 国外居住地から被爆者手帳の交付申請ができるようになった段階(2008年12月15日以降), そして4) 国外居住地から原爆症認定申請ができるようになった段階(2010年4月1日以降)である。

この在外被爆者援護の歴史的展開の延長線上に、「国家賠償に基づく慰謝料請求集団訴訟」(2008年以降, 大阪, 広島, 長崎)がある。これは1974年7月22日に出された厚生省公衆衛生局長通達「同法(原爆特別措置法)は日本国内に居住関係を有する被爆者に対し適用されるものであるので, 日本国の領域を超えて居住地を移した被爆者には同法の適用がないものと解される」は, 在外被爆者の被爆者援護法適用を阻み, 戦後の長きに渡り人権を侵害したという損害賠償請求である。この裁判は2010年5月17日に広島地裁で最初に和解が成立し, 続いて大阪, 長崎地裁でも和解に準じている。和解条項は, 国が原告被爆者に対して一律慰謝料100万円と弁護士費用10万円を支払う内容となっている。

在外被爆者裁判に代表される権利擁護運動の裏側で, 在米被爆者らに起きた内部分裂の事実には社会的関心が払われることはない。1970年代から自助を目的として形成され, 日米両政府に援護を求める運動の主体にまで発展した「米国原爆被爆者協会(Committee of Atomic Bomb Survivors : CABS)」が分裂したのは1992年のことである。協会分裂によって在米被爆者が結束する流れが遮ぎられると, ほとんどの提訴は在韓及び在ブラジル被爆者とその支援者の協働によって成し遂げられてきた。実際, 在米被爆者においては, 国外居住地から健康管理手当申請の却下取り消しを勝ち得た裁判(広島市による控訴取り下げ)と, 前述の402号通達の違法性を訴えた二つの裁判の原告だけにとどまる。当事者の意識として, 在米被爆者不在に甘んじながら見届けてきた裁判の集積は, アメリカから声を一つに集約できなかつた在

米被爆者らの「心のしこり」として見聞される。

戦後の日系社会で, 在米被爆者としての帰属意識と連帯感を育んできたCABSが分裂に至った要因は何か。一部のマスコミ報道及び分裂時のCABS会長であった倉本寛司氏が遺した手記には, 協会内部の葛藤と外的要因の一部が描写されている。しかし, 本研究で見えてきたものは, 在米被爆者に寄り添うはずの支援者による分裂への介入と在米被爆者の抱く重層的ジレンマの影響であった。痛みを伴う分裂に至った背景の理解は, 今後の在米被爆者支援のあり方と多くの在米被爆者が望む協会再統合への道筋につながる。多次元の視点から分裂へ至った経緯とその要因を見極めることは, 在米被爆者固有の心理社会的状況の理解と援護課題の鮮明化を促すと判断する。

## 2. 研究目的

本稿は当事者組織としての連携と団結を実現しつつあったCABSがなぜ分裂したのか, その経緯と分裂に影響を及ぼした要因の探索を目的とする。具体的な問いとして, 1) 在米被爆者の連携と協会の発展経過はどのようなものか, 2) CABSが分裂に至った経緯はどのようなものか, そして3) CABSの分裂を引き起こした要因は何だったのか, という3つを設定した。これらの問いに答えることで, 協会分裂のいきさつとその影響, 協会の当事者団体としての役割, そして協会再統合について言及する。その上で, 在米被爆者固有の心理社会的状況を勘案しながら, 今後の在米被爆者支援のあり方と研究課題について検討する。

## 3. 研究方法

研究デザインとして, 固有の現象の詳細な探索とプロセス描写を可能にする「固有ケース・スタディ法(Intrinsic Case Study : ICS)」(Stake, 1995)を採用した。ICSは, 多次元のデータから「対象

となる出来事とそのコンテキストを織り合わせながら分厚い描写を目指す」(Stake, 1995: 102)方法である。CABSの分裂に関する先行研究は、史実の描写以外には皆無であり、他に比較対象を見だしにくい出来事(ケース)としてとらえられる。ICSでは多角的データのトライアングレーションを許すことから、協会分裂に重要な影響を及ぼした諸要素とその相互作用の抽出を可能とする。これらの理由から、ICSは本研究の目的に合致する方法であると判断した。

本研究では多角的データとして3つのタイプの質的データを用いることとした:それらは、1) 在米被爆者に関する文献、資料(カリフォルニア大学図書館検索システム, Govtrack. us, 日系アメリカ人博物館資料室, 南カリフォルニア広島県人会館など)、新聞報道(中国, 朝日, 読売, 毎日の各紙)、2) 筆者らの在米被爆者の援護経験に関する記録(2006年から2013年現在:会議やインタビューの録音データ, 在米被爆者団体からの定期的刊行物や在米被爆者から提供された資料)<sup>2)</sup>、そして3) CABSの理事及び会長を務めた友澤光男氏への直接インタビューである<sup>3)</sup>。

友澤氏への直接インタビューは、上記調査質問に基づいて作成したインタビューガイドを参考にしながら筆頭著者が半構造化面接によって実施した。友澤氏は、1980年代初頭から分裂時も含めてCABSの理事として運営に参加し、1995年から2004年までCABSの会長を務めた。協会の発展と分裂、そして分裂後の歩みを運営主体の立場で間近に経験してきた友澤氏のインタビュー記録は、本研究の目的を達成するうえで有益な情報になると思われた。筆者らは、2006年より在米被爆者援護をめぐる友澤氏と交流してきた。深められた信頼関係を基盤として、よりオープンで洞察に富む情報が得られると考えた。

インタビューは、2013年2月ロサンゼルス郊外のプライバシーが保たれる場所で行われ(160分)、電話による追加インタビューを3回(計120分)行った。録音したインタビューは逐語録を起

こし、録音ができなかった内容はできる限り逐語に近いかたちで文章化して分析対象とした。なお、倫理的配慮として、参加の任意性、心理的負担による中断、中止の任意性、プライバシー保護の観点から分析結果の閲覧と確認、そして録音及び逐語録の厳重な管理と分析後の破棄といった点は、依頼時及び開始前に重ねて説明し、同意を得た。

分析方法として、まず研究目的である「在米被爆者の協会が分裂した要因は何か」という問いを分析テーマに据え、1)から3)の方法で得られた多次元の質的データのオープン・コーディングを行った。各コードは付箋やマーカーによる色分けによって整理した。次に、得られたコードを内容別のユニットに置き換え、「継続的な比較法」(Glazer & Straus, 1967; Merriam, 1998)によって意味や関連性を読み解く作業を繰り返した。最後にICSの分析手順、すなわち1)固有の出来事を取り巻くコンテキストの描写、2)固有の出来事の描写、そして3)コンテキストと出来事の関連性の読み解きによる特徴的な意味やパターンの抽出と解釈、という3段階を踏むことで分析結果を整理した。

CABSの変遷経緯(コンテキスト)から分裂(出来事)、そして分裂の影響要因(コンテキストと出来事の関連性と解釈)を得るために、各種データと得られたユニットを時系列に置き換えながら再度データの読み込みを行った。最終段階として、登場人物の語りや叙述による描写に留意しながら文章化を試みた。

#### 4. 結果

分析結果を提示するにあたり、ICSの分析手順に準じて構成を3段階に分けた。第一段階には、CABS分裂のコンテキストを理解するには、最初にCABSの活動を内容別に分類し、それぞれについて時系列を意識しながら整理することが妥当であると判断した。第二段階では、先行文献や公

的機関に保存された情報や資料を整理し、そこに友澤氏のインタビューによって得られたデータを補完的に活用しながら、分裂の実態把握を試みた。最終段階には、全段階で描き出したCABS分裂の輪郭をとらえる3視点の「語り」に重点を置き、すべてのデータを比較検討した。

以下に、まず協会活動を1) 自助を目的とした発足と発展経緯、2) アメリカ政府への医療支援要請、3) 日本政府への援護要請、そして4) 北米被爆者健診事業の4つに分類して、協会の歩みを述べる。次に、CABS分裂前後の様相について、1) マスコミ報道がとらえた協会分裂、2) 元CABS会長・倉本寛司氏、そして3) 広島県医師会関係者の3視点からその輪郭に迫る。最後に具体的な描写対象として、1) 広島県医師会関係者による介入、そして2) 被爆者の重層的ジレンマという2つのテーマに集約し、分裂のコンテキストと在米被爆者を取り巻く心理社会的状況や文化的背景を織り交ぜ、分裂を引き起こした影響要因を描写する。

#### 4.1. コンテキスト—協会分裂の背景

##### 4.1.1. 自助を目的とした発足と発展経緯

在米被爆者の当事者グループの形成と変遷、そして分裂に関連すると思われる出来事を時系列にまとめたのが表1である。

在米被爆者同士の集まりの起源は、1965年にさかのぼる。同年8月6日、8月7日に南カリフォルニア地域で発行された日本語新聞に「被爆の体験者友の会」の呼びかけが掲載された(袖井, 1995)。最初の集まりは同年8月12日で、6名による顔合わせであった。「『同じキノコ雲の下で死に損った連中でヤケ酒を飲もう』というのがそもそもの趣旨だった」(袖井, 1995: 156)とあるように、集まりの目的は被爆の痛みを共有できる仲間作りにあった。

1971年、友の会は公認団体「在米原爆被爆者協会(在米被爆者協会)」として組織化された。友の会を公認団体に発展させ、団体活動の基盤形成に

尽力したのは、当時ロサンゼルス郡検視局長を務めていたトーマス・野口氏であった(倉本, 1999; 袖井, 1995)。野口氏は、アメリカには原爆後遺症の専門医はおらず、被爆者は適切な治療を受けられないばかりか民間保険にも加入できない、加入できたとしても高額保険料を請求されるといった八方塞がりの医療問題を解決するためには、公認団体となって運動するしかないという友の会関係者に説いた。

1974年、「北加被爆者協会(北加)」がサンフランシスコ周辺の被爆者によって設立された。これは当時の在米被爆者協会から倉本氏に対して「北カリフォルニアでもグループを立ち上げてはどうか」という提案に、倉本氏が応えたことによる(倉本, 1999)。北加は当初、在米被爆者協会の支部のような位置づけであったという。その後、協会内で幹部の意見対立があり、当時北加の会長をしていた倉本氏に会長代行の任が依頼された(倉本, 1999)<sup>4)</sup>。この結果、1976年に両協会は合併し、サンノゼ、サンフランシスコ、イーストベイ、サクラメント、ハワイ、ロサンゼルス、シアトルの7か所に支部を配置する団体として再編された。

友澤氏によると、1970年代当時の各支部には支部長が置かれ、会計も各支部で管理していたという。また支部長は在米被爆者協会理事に就任し、協会の運営組織として理事会が構成されていた。各支部の管轄地域以外の被爆者に対応する役割は、南カリフォルニアに拠点を置く協会本部が担っていた。こうして在米被爆者協会は全米規模の組織へ発展し、設立15周年にあたる1986年にはアメリカ連邦政府公認非営利団体として認可され、「米国原爆被爆者協会(Committee of Atomic Bomb Survivors: CABS)」に名称を変更している(倉本, 1999)<sup>5)</sup>。

##### 4.1.2. アメリカ政府への援護要請

1970年代、CABSはアメリカ政府に対する運動を積極的に展開した。協会設立に尽力したトーマス・野口氏は、被爆者援護を目的とする「被爆

表1 在米被爆者組織の沿革と関連事項の年表（1965年～2010年）

1965年8月12日	「被爆の体験者友の会」開催
1971年10月13日	在米被爆者協会の設立
1972年12月	アメリカ連邦議会に被爆者医療援護法案提出（1979年まで10回提出）
1974年1月	「北加被爆者協会」発足
1974年5月4日	SB-15公聴会 上院医療教育厚生小委員会
1974年8月	カリフォルニア州議会に被爆者治療に関する法案SB-15提出
1975年4月1日	放射線影響研究所（放影研）の公益法人化
1975年5月4日	SB-15公聴会 上院厚生福祉委員会
1975年6月2日	SB-15公聴会 上院財務委員会
1975年7月17日	孫氏裁判控訴審判決（原告勝訴）
1975年8月26日	田中正巳厚生大臣 健診医師団の北米派遣の意向を示す
1976年6日	在米被爆者協会と北加被爆者協会の合併 倉本寛司氏会長就任
1976年6月24日	全米日系協会（JAACL）全米大会にて在米被爆者協会支援の決議
1977年3月	第1回北米健診団派遣
1978年3月30日	孫氏裁判上告審判決（原告勝訴）
1980年11月	在韓被爆者の渡日治療の開始（1986年9月まで）
1986年10月4日	在米被爆者協会から非営利福祉団体「米国原爆被爆者協会（CABS）」に
1988年8月10日	日系アメリカ人補償法成立
1990年5月	日本政府 在韓被爆者医療支援として40億円の拠出表明
1990年9月2日	CABS総会にて日本政府への原爆二法適用の要望決議
1991年4月	第8回北米健診団派遣（団長・伊藤千賀子氏）
1992年5月6日	倉本氏の広島県医師会訪問 伊藤氏からの詰問
1992年7月12日	CABS緊急理事会開催 倉本氏会長リコール審議 リコール不成立
1992年9月6日	CABS総会にてCABS本部とロサンゼルス・ハワイ支部との対立
1992年9月25日	ロサンゼルス・ハワイ支部がCABSに脱退届提出
1992年10月8日	「米国広島・長崎原爆被爆者協会（ASA）」発足
1993年2月6日	倉本氏CABS会長辞任 名誉会長に就任
1993年6月	第9回北米健診団派遣（団長・伊藤千賀子氏）
1995年9月	友澤光男氏 CABS会長に就任
2002年12月5日	郭貴勲氏裁判控訴審判決（原告勝訴）政府上告断念により原告勝訴確定
2004年6月	友澤氏 CABS会長辞任
2004年9月	「北米原爆被爆者の会（NABS）」発足
2004年10月4日	倉本氏死去
2005年5月10日	在米被爆者4人の原告による健康管理手当申請却下取り消し裁判判決（原告勝訴）
2005年10月7日	広島市の控訴取り下げによる原告勝訴確定
2005年10月	NABSのNPO法人化
2008年10月16日	NABSの83名による402号通達への国家賠償請求の提訴
2010年5月17日	402号通達国家賠償請求訴訟 広島地裁にて和解成立

平野（2009）、倉本（1999）、袖井（1995）、田村（2010）を元に本文中引用文献を参照して作成

者医療援護法案」の制定に向けた運動の中心的役割を担っていた（袖井，1995）。法案作成，連邦議会や州議会議員へのロビー活動，協会の拡充など野口氏による舵取りは多岐に及んだ。その結果，1972年から1979年にかけて，計10回にわたり「被爆者医療援護法案」が連邦議会に提出された<sup>6)</sup>。しかし，法案は連邦政府による被爆者の医療費負担を目的とし，原爆被害に対する補償的意味合いが色濃く映ったこともあり，すべて廃案となった。

1974年，カリフォルニア州議会に提出された法案（Senate Bill No. 15: SB-15）は，カリフォルニア大学ロサンゼルス校（UCLA）に拠点形成し，原爆被爆者に限定せず，原子力産業労働者にも開かれた被爆治療の実施を目的としていた（袖井，1995；伊藤，1996）。しかし，この法案には州の予算問題が浮上したばかりか，原爆被爆者問題は連邦政府が扱う問題として大学当局から否定的見解が示された。当時協力的であった議員の異動も影響し，SB-15も廃案となった。

SB-15の成立をめぐるカリフォルニア州の法案審議過程では，複数の在米被爆者が公聴会に呼ばれ，被爆体験とアメリカ社会で生き抜く苦悩について証言した<sup>7)</sup>。しかし，1975年6月2日，多くの在米被爆者も傍聴していたカリフォルニア州上院財務委員会では「この人たちは敵だったのだ。なぜそんな人々の面倒を見る必要があるのか」という反対派議員らの人種差別発言にさらされている（袖井，1995：220）。

#### 4.1.3. 日本政府への援護要請

在米被爆者協会は，1960年代後半より広島からの原爆症専門医の派遣を求める活動を始めている（倉本，1999；伊藤，1996；袖井，1995）。多くの在米被爆者が被爆後遺症と将来への不安を抱えていたが，民間医療保険の却下や被爆者に対する偏見への恐れから（Nakao & Ikeno, 2008），アメリカでは被爆者であることを公言できずにいた。被爆後遺症の影響が深刻だった在米被爆者にとって，アメリカ人医師の原爆症への無理解は，無力

感を助長するだけであった<sup>8)</sup>。その結果，原爆症を専門とする日本人医師の派遣は，在米被爆者らにとって切実な願いとなっていた。

こうした声に応えるように，友の会の岡井巴会長，据石和副会長，北加との合併後に在米被爆者協会の会長になった倉本氏らを中心に，日本人医師派遣への嘆願活動が勢いを増した。広島市長，広島県知事，広島県医師会，そしてABCCへの陳情，日本大使館への嘆願書，訪日による当時の厚生大臣のもとへの訪問，ロサンゼルスを訪れる著名人など，「日本から」と聞けば実情を訴えに行ったという（袖井，1995）。陳情先は日本政府も例外ではなかった。しかし当時の厚生省は，402号通達を理由に挙げ，時には402号通達は「『法律』だから」（倉本，1999：89）と偽り，在外被爆者の援護要請には応えられないという姿勢を貫いた。

日本政府の対応は，1975年8月26日に急展開を迎えた。当時の田中正巳厚生大臣が医師派遣を決断し，陳情に訪れていた米国被爆者協会にその旨を伝達したのである（袖井，1995）。田中大臣の医師団派遣の決断を促した理由は明らかにされていないが，1975年7月17日，決断の約1ヵ月前に孫振斗氏裁判（外国籍への被爆者手帳交付）の福岡高等裁判所控訴審判決が示され，原告の全面勝訴となっている。この判決を受けた日本政府の算段として，医師団派遣の決定の背景には，在外被爆者による訴訟の広がりを阻止する目的があった可能性は否定できない<sup>9)</sup>。

その後，厚生省，広島県医師会，放射線影響研究所（ABCCの後継機関：以下，放影研と記す），ロサンゼルス郡医師会による調整を経て，1977年3月に第1回北米健診事業が実現した。アメリカ医師法は，アメリカでの日本人医師の医療行為を認めていないため，広島県医師会とロサンゼルス郡医師会が姉妹協定を結び，アメリカ人医師の監督指導の下で健康診断のみ実施できるという条件で健診事業がスタートしている（倉本，1999；袖井，1995）。

#### 4.1.4. 北米被爆者健診事業

在米被爆者協会の歴史を概観すると、トーマス・野口氏のような社会活動家の影響が拍車を掛けた時期はあるものの、一連の日米両政府への運動には在米被爆者の「医療ニーズ」が原動力となっている。在米被爆者協会が発展した1970年代は、在米被爆者の平均年齢は40歳前後と推定される。一般的には中年期に入り、子どもの養育や親の介護、そして仕事といった社会的役割と責任が増す世代である。しかし、不惑に差し掛かったところに襲う目に見えぬ後遺症の不安は、その後の人生設計に影を差す。

民間医療保険が中心のアメリカの医療制度下では、被爆した事実そのものが医療サービスを受ける機会を制限するため（平野，2009；池埜・中尾，2007；袖井，1995），在米被爆者らは被爆体験を封印せざるを得なくなった。自らの健康と将来の人生を懸けた意気込みが在米被爆者の士気を高め、アメリカ政府への度重なるロビー活動や公聴会の証言台といった政治の表舞台へ進む追い風となったのかもしれない。それにもかかわらず、公聴会という公の場で人種差別と批判の矢面に立たされた。袖井（1994：220）は、「体中がスーッと寒くなったのを覚えている」という倉本氏の発言を紹介し、そのときの被爆者の驚愕を描いている。廃案だけではなく、アメリカ人としてのアイデンティティまでも否定される差別発言への在米被爆者の憤りと落胆は想像の域を超える。しかし、休む間もなく原爆症専門医派遣事業に注がれた在米被爆者の熱意と行動力は、結果として日本政府や日米両国の医師会を動かし、北米被爆者健診事業の実現として結実した。

1977年に始まった北米被爆者健診事業は、今なお隔年で実施されており、2011年までに計18回を数えている。在米被爆者にとって健診とは、日本語を話す医師の診察を受けることから生まれる安堵感や癒やしの効用が大きい（市原・山田，2001）。

第1回健診事業は、広島県医師会と放影研の共

同出資によって実現に至っている。その出資元を精査すると興味深い事実にとどりつく。放影研は1975年にABCCから公益法人として日米共同出資により運営されるようになったが、日本の出資経路は当時の厚生省であった（放射線影響研究所，website）。つまり健診事業は、実質的に日本政府から補助されていたことになる。2003年には、日本出国後の健康管理手当無効措置の撤回を認めた「郭貴勲氏裁判（2002年大阪高裁判決の後、政府は上告を断念）」を受け、日本政府から在外被爆者の対策費として5億円を広島・長崎の各県・市に移管し、健診事業を推進する案も提案されている。

1980年代以降、CABSは日本政府への陳情及び原爆二法適用に向けた活動を展開している<sup>10</sup>。1985年7月29日、倉本氏による原爆被爆40周年に合わせた増岡博之厚生大臣に対する健康管理手当支給や渡日治療の資金援助要請（「在米被爆者の治療で」1985）、1988年8月30日、倉本氏による訪米中の海部俊樹首相への原爆二法適用の要望、1990年8月3日、被爆45周年記念事業の一環として広島市から招待された倉本氏を含む在外被爆者10名による荒木武広島市長への同様の要望、1990年9月2日のCABS総会における日本政府による原爆二法適用の要望決議、1991年3月30日には在米被爆者の健康調査実施が倉本会長名で厚生省に要望された（伊藤，1996）。

このように1980年代以降、CABSは、「健診事業の受け入れ＝日本政府による援助受け入れ」と「原爆二法（のちの被爆者援護法）の在外被爆者適用に向けての運動＝日本政府との対峙」という相容れない二つの立場に直面していった。ただし友澤氏によると、CABS理事会では、原爆二法適用のために健診事業を一時的に拒否するような議論にはならなかったという<sup>11</sup>。同氏は次のような経緯を述べている。

この時期（1980年代以降）、CABS理事会でも健診事業受け入れの是非をめぐって話し合いが行われるようになりました。それは、健診がもっと

も必要と思われる重症者は健診会場に行くことができない、アメリカ東部の被爆者は参加できない、アメリカでの健康診断と変わらず効用に限界がある、といった問題が提起されるようになったからです。広島県医師会や厚生省には家庭訪問や東部での健診、さらに研修医制度に健診事業を組み込んでより必要とする被爆者のために健診をお願いしたいという事業内容の変更を要望してきました<sup>12)</sup>。しかし、それらはまったく聞き入れられることはありませんでした。これらの経緯を経て、理事会では健診事業の継続ではなく、原爆二法適用を求める日本政府への運動に力点を置くようになりました（括弧内は筆者が挿入）。

高齢化に伴うニーズの変化と重症者へのより重点的な医療支援は、健康診断の機能に特化された健診事業では困難であったことから、健診の見直しを当時の厚生省及び広島県医師会に要請した経緯がうかがえる。1990年から在韓原爆被害者協会は在ブラジル被爆者協会及びCABSと連携を深め、健診事業の見直しを含め、日本政府への陳情や要望を協働して行うようになった（平野、2009）。健診事業を受け続けられれば、支援は十分であるという口実を日本政府に与えてしまい、原爆二法適用が遠のくことへの危惧を共有することで三者の連携が深まっていった。

## 4.2. 協会分裂の様相—3つの視点から

### 4.2.1. マスコミ報道がとらえた協会分裂

1992年9月、全米組織として発展してきたCABSは、突然「分裂」という局面を迎えた。ロサンゼルス支部とハワイ支部が脱退し、両支部を中心に同年10月、「米国広島・長崎原爆被爆者協会（American Society of Hiroshima Nagasaki A-Bomb Survivors：ASA）」が新たに設立された。さらに、2004年ロサンゼルス会の会員を中心に「北米原爆被爆者の会（North America A-bomb Survivors Association：NABS）」が立ち上がり、2005年にNPO法人化した。現在では、サンフランシ

スコを中心としたCABS、ロサンゼルスに拠点を置くASA及びNABS、さらにシアトルやカナダ在住の一部の被爆者グループなどに分かれている。

CABS内の対立が初めて明るみに出たのは、1992年8月10日付中国新聞の記事である。この記事は、「倉本会長が協会の主要事業が二年に一回の在米被爆者検診と、検診に連動している里帰り治療だけにあることに飽き足らず、より一層の日本側の対策を求めているのが遠因」と記述した（「分裂の危機」1992：2）<sup>13)</sup>。日本の被爆者と同等の援護を必要とする倉本氏と、健診団や広島県医師会による支援は「財産」であり日本政府に対して行き過ぎた要求は避けるべきというロサンゼルス支部長の寺西啓伸氏や理事の据石和氏との間に起きた対立構図である。

さらに8月31日付同新聞は、8月29日に行われたCABS緊急理事会が対立の引き金になったと報じている（「本部側が会則改訂」1992）。対立の争点は、1）サンフランシスコ周辺の14名の理事のみでの理事会開催、2）会費納入の有無による会員資格の厳密化<sup>14)</sup>、そして3）不平等な理事の人数配分の3つに集約される<sup>15)</sup>。寺西氏らは、会則改訂は支部の意見反映を阻む本部側の意図的な措置として、ロサンゼルス・ハワイ支部会員の委任状の大半を無効にすることで態度を硬化させた。

内部対立を決定的にしたのは、1992年9月6日のCABS定期総会であった。1992年9月8日付中国新聞は、理事選任のための委任状をめぐる、「1992年会費を支払った会員のみにも有効」とする本部側と「1991年までに支払った会員も認めるべき」とする寺西氏ら反本部側が対立したと記述している（「内紛で総会流れる」1992）。総会にて話し合うことを主張した倉本会長ほか本部側に対して、寺西氏らは同意しなかったと報じている。

その後、1992年9月25日付でロサンゼルス支部とハワイ支部が脱退届を提出し、同日、両支部は「米国広島・長崎原爆被爆者協会（ASA）」を結

成した。1992年9月30日付中国新聞は、「このままでは二年に一度の日本からの被爆者検診の継続を、日本側に要請するのも難しくなる。このため、新協会のもとで、被爆者検診の新たな支援を日本側に要請していく」という寺西氏の発言を紹介した（「米国被爆者協会が分裂」1992：1）。1992年10月9日付同新聞は、ASAの会長となった寺西氏と理事に就いた据石氏が来日し、脱退の意図をCABSによる日本政府への被爆者援護要求への反対と健診事業継続のためである、と広島市長及び広島県知事に説明し、被爆者検診の継続を依頼したと伝えている（「被爆者検診は継続」1992）。翌年1993年3月27日、ASAはロサンゼルスにて発足式を開催し、1991年第8回健診事業の健診団長を務めた伊藤千賀子医師も招待され祝辞を述べている（伊藤、1996：「新協会がロスで発足式」1993）。

#### 4.2.2. 元CABS会長・倉本寛司氏の見解

CABSの突然の分裂の発端と経緯について、当時CABS会長であった倉本寛司氏による回顧録「在米五十年 私とアメリカの被爆者」（倉本、1999）には、報道がとらえていない内実が描かれている。中国新聞が報道した「日本政府への運動と健診事業受け入れ反対側」と「健診事業の受け入れ賛成側」の対立構図は、1991年及び1992年の第8～9回健診事業の団長を務めた伊藤千賀子氏の介入によって深刻化し、結局は分裂の契機になったと倉本氏は述べている。「健診事業に異を唱える会長」として倉本氏を批判する文書が、伊藤氏側から「健診事業賛成」の理事に伝わったことが分裂の発端と記している。

CABS会長を務めてきた倉本氏は、1980年代初頭から渡日の際は健診事業への謝意を伝えるために、毎回広島県医師会に表敬訪問し、医師会会長とあいさつを交わしてきた。ところが、1992年5月6日の表敬訪問にて県医師会会長との懇談後、倉本氏はある予期せぬ事態に見舞われている。会う約束を取り交わしていなかった伊藤千賀子氏

が秘書を伴い、倉本氏を別室に呼び出し「詰問」したのである（倉本、1999：75）。倉本氏が第三者（回顧録では「ある方」とのみ書かれている）に宛てた手紙のコピーが伊藤氏に渡り<sup>16)</sup>、伊藤氏はその内容確認と批判を意図していたことが倉本氏の回顧録から浮かび上がる。

倉本氏が第三者に宛てた手紙には「……この様にライセンスの無い医師がアメリカで検診をして頂いていることは違法であり、いつか『もぐり検診』として罰せられる心配があり、なんとか解決しないとイケない……」（p.75）という部分があったと倉本氏は綴っている。伊藤氏からの詰問は、この手紙にあった「もぐり」という表現への批判を含め、「吊るし上げでした」（p.75）と表現されるやりとりであったこと、さらにこの場での会話は、倉本氏の了解もなく伊藤氏側によってテープ録音されていたことも回顧録に記されている。

「この時に事務局長は参加せず、公式な記録係は居なかったのに、後程、六月十一日に医師会事務局の封筒で議事録が責任者のサインも無い書類で送られてきました。公文書かどうか疑問のものでした」（p.76）と倉本氏は付記している。「詰問」と表されたやりとりは伊藤氏側によって文章化され、倉本氏の同意なしにロサンゼルス支部及びハワイ支部の理事数名にも送付されている<sup>17)</sup>。

この文書を受け取ったロサンゼルス支部長寺西氏は、倉本氏が使った「もぐり」という表現で県医師会に対して礼を失したことへの抗議と緊急理事会招集を要望する手紙をCABS理事全員に送付した。この要請によって1992年7月12日に緊急理事会が開催され、寺西氏から倉本会長のリコールが提案されたが、議論の末に成立を見ない。友澤氏は、リコールが成立しなかった理由として「倉本氏の使った言葉にも非はあるが、その理由だけでの会長罷免は、日本政府への援護法適用を求めた運動の撤回を意味することになるため」とふり返る。

倉本氏の回顧録には、分裂を決定づけた1992年9月6日のCABS定期総会についても詳述さ

れている。ロサンゼルス・ハワイ支部が批判した「北加周辺の14名の理事のみでの理事会開催」と「不平等な理事の人数配分」については、十分な資金確保ができない状況において、全米から等しく理事を選出すれば理事会開催時の旅費捻出もままならないという点を以前の総会で合意したので北加周辺の理事を多くしたこと<sup>18)</sup>、「会費納入の有無による会員資格の厳密化」については、ロサンゼルスやハワイ支部の意見を排除する目的ではなかったと説明している。

このCABS定期総会は、理事選任のための委任状に関する寺西氏らの意見について話し合うために設けられた場であった。ロサンゼルス支部からは、大型チャーターバスによって多くのロサンゼルスの支部会員も出席しようとしていた。総会開始直前、CABS会長であった倉本氏は、寺西氏らに対し、すべての懸案を総会で討議することを提案している。しかし、寺西氏らはこの定期総会参加を拒否し、場外で待機していたロサンゼルス支部の被爆者とともに会場を後にした。その後、ロサンゼルス支部では分裂を目指す経緯説明や是非をめぐる議決は行われておらず、幹部主導による分裂であったことが後日なし崩しに判明している。

倉本氏はCABSの分裂について「無念」とし、次のように語っている。

彼ら（南カリフォルニアグループ）の分裂の理由が日本に嘆願して日本での被爆者のように支援をすることに反対（とのこと）です。この新しい団体は広島から医師団の検診と里帰り治療の招待だけで十分だとの意見です。これはロスやハワイの被爆者全員の本心とは思えないのです（p. 85）。（[とのこと]は筆者挿入）。

20年以上も仲良く助け合って成長したこの協会が話し合いのないまま分裂したことは本当に残念でなりません。悲惨な苦しみの被爆者同士が世界に平和を訴え、戦争反対を叫び、仲良くして行

くべき団体の分裂は悲しいことです（pp. 84-85）

1993年2月6日、協会分裂後初めて開催されたCABS理事会にて、倉本氏は会長を辞任し（「在米被爆者協会が分裂」1993）、同理事会にて名誉会長に選出された（倉本, 1999）。名誉会長となつてからも倉本氏は精力的に原爆二法、のちの被爆者援護法の在米被爆者への適用を求めて日米を往復し、厚生省、広島県、広島市などに陳情や嘆願活動を行った。1990年以降、在韓、在ブラジル被爆者との連携を深め、1996年からは三団体共同で当時の厚生大臣への陳情や在外被爆者援護に係る集会への参加をこなしていった。2004年10月4日心不全にてカリフォルニア州オークランドの病院で78年の生涯を閉じた（「倉本寛司さん78歳死去」2004）。

#### 4.2.3. 広島県医師会関係者の見解

伊藤千賀子氏は、倉本氏の言うCABSの分裂を促すような介入を本当に行ったのか、研究の実行可能性（feasibility）の限度から、今回は伊藤氏及び広島県医師会関係者への直接的な情報収集には至らなかった。しかし、県医師会と在米被爆者との関係は、1）健診事業に深くかかわってきた伊藤氏の著書、そして2）伊藤氏を含む複数の健診団長を務めた医師らの発言記録から推知が可能になると判断した。

第一に、倉本氏が第三者に宛てた私書を手にして倉本氏を「詰問」したとされる伊藤氏は、1992年にCABS分裂後、新結成されたASAの編集による『はざまに生きて五十年：在米被爆者のあゆみ』の著者として、CABSの分裂経緯に触れている。この本では、1980年代後半から具体化したCABSによる日本政府への援護要求は協会会員の総意ではなく、ロサンゼルス、ハワイ、シアトルの会員には通知されていなかったことがCABS内部に亀裂が入った原因としている<sup>19)</sup>。さらに本書では健診事業継続を擁護する立場から、倉本氏ら北加本部側主導の運営に対する批判的見

解を展開している。本書最終頁は、ASAが健診事業継続を推進していくことが宣言されている。

「……一九六五年（昭和四〇年）から在米被爆者検診の実現に取り組み、10年の歳月を費やしてやっと実現したこの検診と里帰り治療は、自分たちの心のよりどころであり、米国に住むわれわれが日本政府に対して日本の被爆者と同様な被爆者援護の要請はすべきではないとして、袂を分かった新しい協会は、その目的に沿って、いま歩みはじめたのである」（p. 48）。

健診事業推進を目的と表明したASAと伊藤氏について俯瞰的にとらえると、健診事業擁護の立場から書かれた本書に著者として名前を連ねていること自体、伊藤氏のスタンスを示唆している。少なくとも伊藤氏個人は在米被爆者間の協会運営をめぐる確執において、中立的立場を逸脱している。

第二に、「在外被爆者支援事業」と題した広島県医師会会員による座談会を記した広島県医師会速報第1821号（2003年2月5日発刊）は、県医師会の健診事業へのスタンスとCABSへの介入を示唆する資料といえる。本速報は、現在も県医師会ホームページ上に掲載されている（広島県医師会、Website）。座談会は、北米健診団長を務めた4人と司会者、いずれも県医師会に所属する医師によって開催され、前述の伊藤千賀子氏も名を連ねている<sup>20)</sup>。

本速報において、健診事業は県医師会の「誇り」「プライド」「主体」として表現されている。健診事業は医師会の「手柄」（p. 22）とも称される。2002年、日本政府による広島・長崎市への在外被爆者援護を目的とした計5億円（3年期限）の予算措置について、「（健診事業費を）県や市が全部出資する形にすると、（県医師会）協力団体に落ちてしまう。県医師会としては25年間肅々とやってきて、それがある日突然協力団体に落ちるといっては極めて忍びない」（p. 22：括弧内は筆

者が挿入）、「折角の5億円だが、手柄を県や市に全部取られてはね」（p. 22）「変に5億円なんかつけられたばかりに、今までボランティアでもなんでも、細々とやってきたものが、下手をしたらパーになるかも知れない。県医師会としては、25年間も頑張った努力がパーになってしまうのは、あまりにも忍びないと思うのです」（p. 28）といった否定的な語りが赤裸々に記されている。

伊藤氏は、被爆者援護法適用を求めた在米及び在ブラジル被爆者による日本政府への訴訟の動きを「お金下さい運動」（p. 30）と揶揄する。別の医師は、「実際に本人たちが欲しいのだから、千円でも1万円でも、現金を貰ったほうが、よっぽど彼らはハッピーなのですよ」（p. 29）。「ただ、そのような人達は（健診に）来なくて良いですよ、と言うのが私たちの本音ですよ。でもそれは言えないから」（p. 29：括弧内は筆者挿入）と続ける。つまり在米被爆者の運動は、県医師会の長年の献身と犠牲の賜物である健診事業を損なう行為と位置づけられていることが、座談会の記録から判断できる。また伊藤氏による発言は次のように続いている。

「……それで相手が、来ていない、と言えは行く必要は全くないと思います。自分たちは金が良いんだ、と言っているわけですから。今まで医師会が25年やってきたのは、一体何であったのかと思いますよ。……中略……。金の方が良いと言われたら、本当に、医師会怒るべきだと思いますよ。私が今までずっと言ってきたのは、向こうからいろんな要求があっても、健診を巻き込んでくれるなど。あなた達が日本政府に申し込むのは構いませんよ。だけど、健診団にそんなこと言われても困ると、北米でも南米でもそういうことを言ってきました」（p. 29）。……中略……。〔健診事業は）それはもう絶対、政治的なことに利用されてはいけません。スタートの時の精神というもの、ずっと継承していかなくてはならないのですから。相手方が、来てくれと言うので、1967年

くらいから運動して、結局 1977 年に初めて実現したわけでしょう。そういった状況で、長い長い間向こうが努力してスタートして、日本側も行きましようということになったのですから、来てくれるなという所へ行く必要はないですよ」(p. 30)。

同氏はさらに、在米被爆者が援護法適用を求めた不当性を、被爆者の国籍の観点からも主張している<sup>21)</sup>。

「……北米と韓国では全くシチュエーションが違いますよ。韓国は、強制労働というのが一部に入っておりますから、そういう面の国家間の問題もある。北米については、彼らは、教育のために日本に帰ってきたのが 60% ぐらいです。それで、日本で教育を受けているときに被爆して、戦後すぐにアメリカに帰って行っているわけですよ。だから、アメリカ国籍の 2 世が 6 割ということは、彼らは被爆者問題については、アメリカの政府に言うのが本当は正当なのです。……中略……医師会のスタンスとしては人道的な立場から行っているのは、これはもう間違いないわけです。それで相手がいない、といえば、行く必要はないわけです。それをなだめてだとか、そんな必要は全くないと思います。自分たちは金が良いんだ、と言っているわけですから、今まで医師会が 25 年間やってきたのは一体何であったかと思えますよ」(p. 29)

本速報は、広島県医師会による会員向けのニュースレターであり、この座談会の記録は健診事業費の一部出資者である県医師会員に対して事業継続の正当性を主張する意図が含まれていたことは想像に難くない。出資者でもある会員への配慮といった真意があるのかもしれない。しかし、医師団として長年かかわってきた健診事業への思い入れや座談会の場の雰囲気といった記録からは見えないことに斟酌したとしても、前述した健診

事業に異を唱える被爆者への批判は辛辣を極める<sup>22)</sup>。

本速報に現れた伊藤氏及び県医師会の健診事業に対するスタンスは、1) CABS の健診事業への否定的な姿勢は金銭目的である、2) 健診事業は被爆者・県医師会双方が苦勞して築いたものであり、変えるべきではない、3) 健診事業の批判は無礼な行為である、そして 4) 健診を受け入れる被爆者のみに健診を実施する、という 4 点に集約される。

#### 4.2.4. 北米原爆被爆者の会 (NABS) 設立

2000 年代に入り、在外被爆者訴訟の支援弁護団から在米被爆者にも原告になるよう要請が始まった。被爆者援護法による健康管理手当や葬祭料などの受給権及び国外からの各種手当支給申請を求めた裁判など、在韓及び在ブラジル被爆者による提訴が続いていたからである。友澤氏によると、在米被爆者からの原告選出について弁護団が ASA 幹部に打診した際、「健診事業だけで十分であり、日本政府を訴えるのはおかしい」という理由で原告に加わることは辞退されたという。

一方、ASA に属する南カリフォルニアの被爆者の多くが、在外被爆者訴訟の情報を得ていない事実を重く見た友澤氏は、広島県人会で要職を務め、日系社会で有機的なネットワークを築いていた向井司氏及び森中照子氏に相談した。向井氏と森中氏の尽力も加わり、南カリフォルニアの被爆者で日本政府への援護要請を求める被爆者を募り、新たに 2004 年、「北米原爆被爆者の会 (NABS)」が結成された。結成時に向井氏は会長、友澤氏は代表に就き、現在も NABS の運営に携わっている。

2000 年以降、日本政府への運動や在外被爆者裁判に関する活動について、主に NABS が弁護団との交渉や原告になることへの呼びかけなどを展開している。2003 年、広島市を相手に健康管理手当却下処分の取り消し訴訟 (広島地方裁判所) の原告として、最終的に NABS から 4 人が参加し

た（「在米被爆者ら広島市を提訴」2003；「在米被爆者が地裁に追加提訴」2004）。在米被爆者として初めて援護法適用を求めて原告となったこの裁判は、2005年10月7日勝訴した（のちに広島市は控訴取り下げ）。また402号通達への国家賠償請求訴訟にも、2008年10月16日にいち早くNABSから83名が原告として名乗りを上げ、和解を勝ち取っている。

友澤氏は、1983年からCABSの理事、1995年からは会長を務めた経歴をもつ。しかし、倉本氏の逝去後、健診事業見直しと日本政府への運動の明確な方針を打ち出せないCABS理事会に対して、運動の鈍化と援護法適用が遠のくことを憂慮し、2004年に会長を辞任し、その後、積極的な運動の展開を求めてNABS設立を果たした。なお、NABSは設立当初から在米被爆者のNABSへの参加は任意という方針であり、会員のなかにはASAとNABSといった複数の協会に所属している被爆者がいることもわかっている。

#### 4.3. 協会分裂への影響要因一なぜ分裂したのか？

##### 4.3.1. 広島県医師会関係者による介入

1992年8月10日付の中国新聞には「今度の内紛は協会に対する外部からの『内政干渉』が最大の原因」（「分裂の危機」1992：2）という倉本氏のコメントが掲載されている。1980年代後半以降、CABSによる日本政府への運動と健診事業への消極的な姿勢に対して、健診事業推進者としての実績と大義名分が脅かされることに危惧を抱いた伊藤氏が反発し、健診事業の実施に傾注し恩義を感じていたロサンゼルスやハワイの被爆者に接近したという内幕がうかがえる<sup>23)</sup>。同時に「内政干渉」の主体として、伊藤氏の行動が働いた可能性は看過しがたいシナリオとして浮かび上がってくる。

速報に見られる発言には、援護法適用を目指した被爆者の運動を金銭目的に矮小化し、健診事業への「反対勢力」という構図をより鮮明にす

る意図も読み取れる。伊藤氏の不満や怒りが伊藤氏に近い被爆者に伝わり、「健診推進」と「日本政府との対峙」という窮地に協会員を追い込んだと考えられないか。1992年6月前後と思われる伊藤氏側によるロサンゼルス、ハワイ支部幹部への倉本氏を批判する文書送付は、両者の葛藤を顕在化させる契機になった。

CABSの内部分裂は、1992年9月6日の定期総会を境に一気に進んだ。ロサンゼルス及びハワイ支部からの脱退届は総会から19日後の9月25日、ASAが正式に発足したのは10月8日である。この約1か月の間、ロサンゼルス支部及びハワイ支部の会員による総会は行われた記録がない。両支部の会員には、分裂が表面化したCABS定期総会直前のいきさつや脱退の主旨が共有されず、両支部幹部の主導によるCABS脱退とASA結成であった。この一連の経緯から、倉本氏は分裂と新協会の結成は「どうも計画的であったようでした」（倉本、1999：84）と回顧録に記している。

伊藤氏側からロサンゼルス及びハワイ支部理事への倉本氏批判の文書送付、分裂後の健診事業推進を目的に発足したASA式典への伊藤氏の参加、伊藤氏のASA編集による書籍執筆と健診事業推進の擁護の主張、そして広島県医師会速報1821号に見られる被爆者尊重の理念からかけ離れた県医師会の健診事業に対する見解は、伊藤氏及び県医師会関係者による介入の存在を否定できないものになっている。

では伊藤氏による「内政干渉」はなぜ生じたのか。日本人の原爆症専門医派遣要請は、1960年代からの在米被爆者の悲願であった（袖井、1995）。「友の会」から米国原爆被爆者協会への結成過程において、前述のとおり、幹部らは各方面に陳情を続け、粘り強い活動を展開した。被爆者の恩義と感謝は、医師らの心を動かし、信頼関係に根差して今も健診事業が継続されている。

在米被爆者による日本政府への援護要求と健診事業への否定的な動きは、健診事業実現までの苦難を知り、また自らも事業継続に貢献してきた伊

藤氏や一部の医師にとっては、あたかも裏切り行為のように映ったのかもしれない。「われわれ広島県の医師会員の善意もわからない人のところには、もう来れなくなりますよ、と（在米被爆者に）言わなくてはならないですね」「医師会としては、来なくて良いなんて失礼なことを言われて、来てくださいなんて頭をさげてまでやることはないですよ」（広島県医師会速報第1821号，2003：29，31）という発言には、伊藤氏の私憤が公憤へと変容した断片を残す。内政干渉の背景には、広島県医師会に属する一部医師らの健診事業への深い思い入れと、健診の中身や方法の見直しを要望する被爆者への“怒り”が見え隠れする。

在外被爆者の援護法適用は、「被爆者はどこにいても被爆者」という訴えを法の下に認め、被爆者である限り正当な権利として数々の裁判によって証明されてきた（田村，2010）。402号通達は、在外被爆者の権利を奪い、長年にわたって精神的苦痛を与えたとして、厚生労働省からの謝罪とともに損害賠償の支払いで和解に至っている。1980年代後半からのCABSに見られた健診事業への消極的な姿勢への転換は、日本政府に対する権利擁護運動の道義的な整合性、すなわち日本政府と対峙するための日本政府補助事業の見直しを反映した姿勢であり、CABSが広島県医師会に対峙する意図は、管見の限り見当たらない。友澤氏は、高齢化とともに後遺症への不安が増すなか、援護法による長期的な医療的・経済的支援のニーズは切実になっていたと強調する。そのため、CABSは日本政府への働きかけのためには政府補助による健診事業の受け入れに慎重になるべきという、自らを救済するための政治的判断を下したのであった。

CABSが健診事業の継続を問題視したもうひとつの理由は、健診事業が渡日治療のスクリーニング機能を兼ねており、いわば渡日治療と抱き合わせて実施されていた点にある。後遺症を抱えながら高齢期を過ごす被爆者にとって、渡日は容易ではない。もっとも支援を必要とする重い後遺症

に苦しむ被爆者にとって、太平洋を隔てた日本は果てしなく遠い。健診事業の継続は、すなわち渡日治療の支持を意味してしまう。CABS内では、健診や渡日だけではなく、援護法に基づく長期的な支援体制への希求があった<sup>24</sup>。その結果としての健診事業の見直し要請であった。

CABSの健診事業への消極的姿勢を否定的にとらえる伊藤氏を含む一部医師らは、402号通達の違法性について真の理解に至っていないのではないか。その無理解が402号通達によって在米被爆者が長年蒙ってきた人権侵害に対する想像力、そして高齢化に伴う在米被爆者の健康と心理社会的ニーズに対応した健診方法の創造力を持ちえない結果につながったのではないか。点を線でつなげた本研究結果の着地点として、現行の健診事業維持に固執した援助者中心の価値観が、CABSという当事者組織への政治的介入の背景にあったことを裏づけている。

広島県医師会の運営理念は、次のように表されている：「本会は、医道の高揚、医学・医術の研鑽・普及を図り、会員の権利の擁護と福祉の充実につとめ、もって住民の健康と生命を守る社会的責務を遂行することを目的とする」（広島県医師会、website）。医師会は、会員の相互扶助が第一義とされており、専門知識や技術の共有、権利擁護、権限確保などを通じて医師の結束を保持していく役割が求められても不思議ではない。その意味で、健診事業のステークホルダー（利害関係者）は当事者である在米被爆者だけではなかった。「博愛精神と誇りによってこれら事業は続けられ、感謝をもって社会に受け入れられる」（広島県医師会速報1821号，2003：9）ことで名声と存在意義を獲得する広島県医師会員の存在は無視できない。会員扶助を第一義の目的とする県医師会の組織的特性は、在外被爆者の高齢化に伴うニーズの変遷をとらえきれず、健診維持に固執していったと考えられる。こうして生まれた当事者と援助者のはざまは、高齢化する在米被爆者の複合的ニーズの把握と援護法適用へのまなざしを阻む結果に

なったのではないだろうか。

#### 4.3.2. 在米被爆者の重層的ジレンマ

CABS 分裂のもうひとつの要因として、広島県医師会をはじめとした、外的な介入や変化に脆弱な協会の組織体質が挙げられる。この脆弱性は、在米被爆者が直面してきた複数に織り成す葛藤状況、重層的なジレンマと無関係ではない。在米被爆者としての立場は、日本・アメリカ両国のはざままで苦悩し、被爆者間で、あるいは被爆者ひとり一人のなかで常にジレンマがつきまとう。一方を立てればもう一方が立たない。在米被爆者の置かれた環境は、一つの決断が常に対立を生む不安定な状況にあったといえる。重層的ジレンマは、やがて健診をめぐる「県医師会擁護」と「日本政府への運動」という板ばさみの状態に収斂されていく。そこに発生した伊藤氏の介入は、内部分裂の大きな引き金となり、この分裂を食い止めるに足る組織としての凝集性と柔軟性は、もはや CABS には残されていないと考えられる。

在米被爆者が抱くジレンマは、具体的に1) アメリカ、2) 日系社会、そして3) 日本それぞれに対する相容れない思いの錯綜する綾となって彼らの人生に編みこまれていた。

第一のジレンマは、被爆者としてアメリカ社会に生きることの根源的な葛藤を表す。被爆者援護の声を上げることはアメリカ社会の反発とそこでの孤立につながる。「原爆投下は戦争を早く終わらせ、人命を救うため、やむを得なかった」。ハリ・トルーマン元アメリカ大統領の公式見解である。原爆肯定の意識は今なおアメリカ社会に根強い。前述したように、在米被爆者は米国市民として連邦政府に、そして州政府に医療援護を求め、米国での被爆者医療援護法の制定と被爆者治療専門機関の設立を訴え求め続けた。しかし、それらはことごとく拒絶され、最終的には公聴会にて、日系という出自に因縁をつけるが如く「敵」呼ばわりされた。

この差別は、戦後65年以上を経過した今なお

アメリカに残る。在米被爆者がマスコミ取材に応じれば、「文句があれば日本に帰ればいい」「パール・ハーバーはどうなるのだ」といった匿名の電話や手紙が舞い込んでくる社会の態度は、太平洋戦争前後のそれと何も変わっていない(池埜・中尾, 2013; 倉本, 1999)。

一方で、戦後の混乱期に安定と繁栄を求めて帰米した被爆者は少なくない。留学、結婚、就職など人生の転換期にアメリカを終の棲家として選んだ被爆者もいる。その多くは、アメリカを原爆投下の加害者としてのみ位置づけて語ることはない。痛みを与えられたと同時に、この地には希望を実現してきた人生の軌跡が残る。被爆とは交差しない家族の営みがアメリカにはある。被爆体験を封印しながら時にはアメリカに対峙し、時にはあきらめ、時には賞賛しながら順応していく道を選んだ被爆者は多い。そのジレンマは、言葉では表すことのできない「揺れ」として常に被爆者の胸に抱かれる(池埜・中尾 2013)。

第二に、日系社会も常に味方ではなかった。被爆者は同胞の思いやりを求めるなかで孤立を感じ、日系社会による矛盾した対応に苦悩してきた。1970年代、強力な政治団体として発展してきた日系協会(National Japanese American Citizens League: JACL)は、在米被爆者協会がカリフォルニア州議会に提出した「被爆者医療援護法案」成立のための運動に参加している(CABS Brochure, 1980)。その一方で、倉本氏らに対しては「売名行為」といった陰口がささやかれ、1975年昭和天皇訪米の際は、日系協会の幹部から在米被爆者協会に対して被爆者の擁護運動をしないよう正式な要請があったという(「苦闘する在米被爆者」1981:6)。日系人の多くにとって、被爆者の声は、アメリカ政府への原爆投下の責任追及と映り、アメリカ人による日系社会への反発を招くものとして歓迎されなかった。「Don't rock the boat! (波風立てるな!)」。健診事業を伝える報道を見た日系協会が公式の場で被爆者に放った言葉である(池埜・中尾 2013)。

1960年から70年代の日系社会は、「強制収容」によって受けた集団的トラウマと経済的損失からの回復、そして損害への補償を求めた運動が重要課題であった。1978年に日系アメリカ人市民同盟によって強制収容への謝罪と損害賠償要求が発せられ、この要求運動は1988年8月10日、レーガン大統領による日系アメリカ人補償法（Civil Liberties Act of 1988）への署名に結実している（Maki, et al., 1999）。日系社会にとって、日本から来た被爆者は英語も堪能ではなく、強制収容所を知らない部外者扱いだったという（中尾, 2010）。近いけれども同胞として受け入れられることはない。そんな心理社会的隔たりが間に横たわる日系社会とは共闘関係には至らず、不可視化された境界が今も存在している。

第三として、日本は在米被爆者にとって母国であり外国というジレンマが常に横たわる。在米被爆者の日本に対する憧憬、被爆者の言葉を借りれば「死に損ない」としての罪悪感、そして「揺れ」は、健診事業への対応をめぐって増長された。「アメリカによって原爆投下を受けた日本に対して、アメリカに住む被爆者が支援を要求していいのか」「日本に税金を払っていない立場で援護を求めているものか」「被害を受けた日本に要求していいのか」「加害者のアメリカに物言うべきではないか」。今なおNABSの集会で聞かれる言葉である。その思いは、1995年の読売新聞の取材に答えたASA設立の推進者である寺西氏による次の言葉に集約される：

「協会の活動を通じ、集団検診、米国からの医師の派遣と国や医師会などのバックアップで、われわれの健康管理体制が確立されてきた。これだけでも感謝して守っていかなければならない。あれもこれもと言うのなら、日本に帰って被爆者援護を受ければいいのか」（「米国の被爆者」1995：13）。

移民経緯、被爆状況、後遺症、文化適応度、民

族的アイデンティティなど、個々人の在米被爆者の持つ社会背景によって、日本への援護要求に対する考え方は異なる。在米被爆者は、戦前日本の恩義や忠誠を重んじる倫理や道徳、家族観を内在化しながら、アメリカの公民権運動の激化と人権意識の高揚、そして戦後補償のために闘う日系社会を目の当たりにしてきた。両国の異なる社会文化的背景のはざままで、原爆による後遺症の不安にかられながら、自らの立ち位置を定めなければならない。一方、被爆者であるというだけで医療の機会が制限されてきた経験は、家族にすら被爆の事実を語ることを許さない（池埜・中尾, 2013）。日米の社会文化的はざままで、権利擁護の主張と被爆体験の封印という相容れない課題に向き合う境遇は、被爆者ひとり一人異なる。その差異を埋めながらの在米被爆者協会運営は決して安易なものではなかったことが推察される。

1980年代後半から在韓、在ブラジル被爆者を中心とした援護法適用要求は日本政府を相手にした訴訟の様相となり、在米被爆者の葛藤は顕在化した。日本政府から費用の一部が負担されている健診事業へのスタンスは、まさに争点となった。運動擁護派と健診推進派の対立の深さは、妥協点を見つける話し合いの機会を持つことさえ拒むほどであった。

健診事業は、日米二国間のはざまで生きる在米被爆者にとって、長年にわたって折り重なった重層的ジレンマが表出し、葛藤状況を生み出す象徴的な問題となった。その葛藤の底流に、被爆者それぞれが被爆の痛みと後遺症への懸念に向き合い、時には声を上げ、時には声を封印し、国籍、民族、文化、そして被爆者としてのアイデンティティのあり方に折り合いをつけながらの「生きざま」を懸けた人生の綾が存在していたと考えられる（図1参照）。

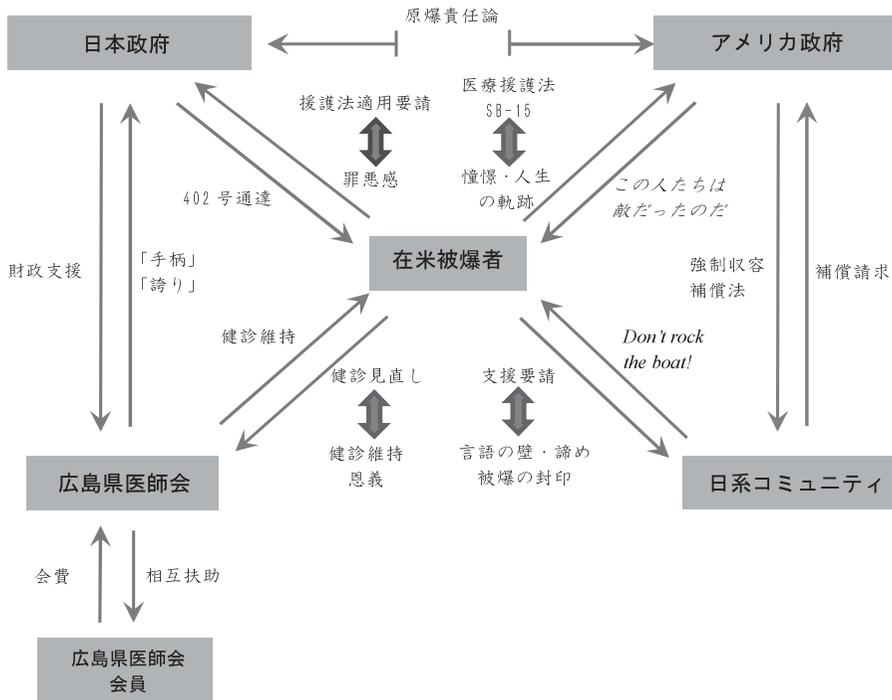


図1 在米被爆者の抱く重層的ジレンマ

## 5. 今後の課題

### 5.1. 研究課題

本研究は、固有ケース・スタディ法（ICS）によって在米被爆者協会の軌跡をたどり、錯綜する出来事を探し時系列で整理するなかで分裂の経緯と意味を読み解く試みであった。本研究の限界として、筆者らの立場と経験から生まれるバイアスの影響を考慮する必要がある。筆者らは、NABSとのネットワークから調査及び援護活動に参加している。友澤氏を含むNABS会員は、援護法適用への積極的な運動を容認する立場にある。協会分裂の要因分析に際して、NABS及びCABS側の見解を肯定的に評価するバイアスを常に自覚しながら分析に取り組んだ。

筆者らはデータに密着し、ピア・レビューによって中立的視点の保持に努めた。しかし、データの飽和化は途上にあり、中庸な研究者としての視点

に至らなかった可能性は否定できない。今後、CABS、ASA、NABS、報道、医師会、支援弁護士、そして伊藤氏など幅広い関係者、倉本氏の遺品、アクセス可能な議事録、公文書などから情報を得て、より精緻な探索から「なぜ在米被爆者の協会は分裂し、今に至るのか」という問いに答えていくことが求められる。

ICSは、ケース（出来事）の深い描写を優先するため、結果の理論化や他の理論から評価・検証を要求しない（Stake, 1995）。一方、非営利団体の組織構造や運営に関するモデル、権利擁護運動論（アドボカシー）あるいは社会運動論（ソーシャルアクション）の理論的枠組み、そして当事者団体や自助グループの支援モデルなどによる分裂要因の検証、さらには他の当事者団体や遺族会との比較例証から、今後の在米被爆者及び協会への援護方法の抽出が可能となる。援護の価値に根差した研究の継続が求められる。

## 5.2. 援護課題—協会再統合

20年以上にわたって絡み合い、切れかかった綾の紐解きと編み直しは平坦な道ではない。日米両国のはざままで折り重なるジレンマに揺れるなか、在米被爆者は外的介入に翻弄され、仲間の寸断を受け入れざるを得なかった。今、多くの被爆者は、協会の再統合を望んでいる。「団体を一つにするともっと団体のパワーが強くなって、何事をするにも政府のほうももっと目をつけてくれるのではないでせうか」（自由記述欄回答より）。筆者らが実施した2007年在米被爆者実態調査（n=129）では、約81%（n=104）の被爆者が協会の再統合を希望している（中尾・池埜，2008）。

協会分裂の要因分析を主眼とした本研究から援護課題を抽出することは拙速であり、慎重になる必要がある。しかし、中立性を保った媒介機能を保持する支援者の存在が、在米被爆者協会の運営上、貴重な援護になりえる点は言及することができよう。移民に伴う文化適応度や言語の違いの尊重を基底に、被爆がもたらす心的外傷と長期的影響を理解したソーシャルワーカーや弁護士といった対人援助職の存在である。日米の異なる社会と政府、日系社会、医師会など矛盾をはらんだ関係性に協会が対応し、一つの方向性を見いだすためには、かつてはトーマス・野口氏が担ったような調整、仲介、相談、そして必要に応じてリーダー的な機能を果たす存在が求められる。協会分裂前後に仲介や相談機能を果たした第三者の姿は、今回の研究では見えてこなかった。

2005年にNABSの4人が原告となって勝訴して以降、支援弁護士や協力者から在米被爆者への援護に関する情報提供の機会は増した。その結果、日本政府への運動を拒んで設立されたASAからも、多くの被爆者が健康管理手当等の申請が寄せられた。2008年の402号通達の国家賠償請求訴訟でもNABS以外にCABS、そしてASAからも数十人が原告として追加訴訟に参加している。

援護法適用を勝ち取ってきた数々の在外被爆者

訴訟、高齢化、健診参加者の減少、そして被爆二世問題への対応といった在米被爆者を取り巻く情勢の変化から、かつての大義は違えども、共に闘う気運が芽生えている現状がある。さらに、2011年6月1日、在韓被爆者3名が被爆者援護法に基づく医療費全額負担を求めて大阪地方裁判所に提訴し、翌2012年3月9日に在韓被爆者3名が長崎地方裁判所に、そして2012年3月13日には在米被爆者13名が広島地方裁判所に同様の提訴を行っている。この医療費裁判を契機に、援護法に基づく支援の正確な情報提供と在米被爆者のニーズに基づいた支援のコーディネートをもとに、3つの協会のつながりを創造する人材育成と財政的補助が政策的課題として浮かび上がる。

## 5.3. 結語

「お兄ちゃん、残っている被爆者のことをなんとかしてな……」（「見つめ直す02夏」，2002：11）。

2002年7月31日に肺がんで逝去した倉本氏の弟、倉本篤三氏が残した言葉である。友澤氏は、終末期の篤三氏を自宅に訪ね、面会している。

「弟さん（篤三氏）はやつれてやせ細って……。『日本政府からの援助を被爆者として待ち望んでいたけれども、自分には手遅れだ。日本政府が何もしてくれなくて残念だ』と涙を流しておられました。そういう被爆者が多くいたのです。だから私たちは援護法による支援を望んでいたのです。協会は分裂し、一枚岩で政府に物を言えなかったことで、あとは裁判に頼るほかありませんでした。だから（援護法適用は）15年は遅れたと思っています。15年の間に弟さんのような多くの被爆者が亡くなってしまった。残念でなりません」（括弧内は筆者が挿入）。

CABSの会長として運営に携わり、CABSの分裂を経験してもなお日本政府への援護を要請し続けてきた倉本氏と友澤氏のまなざしは、同朋であ

る被爆者の苦悩に注がれていた。伊藤氏が揶揄した「お金」ではなかった。死に直面した心の訴えにどう向き合えばいいのか。日米のはざまでもっとも困難な状況に置かれた被爆者主体の理念に基づく支援体制の再構築は果たされなかった。

友澤氏は、倉本氏の逝去について、以下のように語る。

亡くなられた前年、2003年に倉本さんはサンフランシスコ空港で一度心臓の発作で倒れられました。私は、もう無理をしないで渡日もやめてほしいとお願いしました。それでも倉本さんは、亡くなられた2004年も2回、日本に陳情に出かけられた。倉本さんはいつも「自分のせいで協会が分裂してしまった」という自責の念を語っておられました。だから前にも増して無理をしても在米被爆者のためになりたいと思われ、日本に行って陳情を重ねておられました。その心労が倉本さんの体調を悪くしたと、そばで見ていた私は確信しています。

CABSの分裂は、会員の主体性に基づく未来志向のものではなかった。被爆のトラウマと後遺症に加え、分裂は二次的な痛みとして今も在米被爆者の心に影を落とす。援護者による介入と、在外被爆者を援護法から除外してきた厚労省及び日本政府に翻弄された末の分裂であった。その責任を一身に背負った倉本氏の感じた重圧と悔恨の念、そして倉本氏に寄り添った友澤氏のやるせなさは筆舌に尽くしがたい。両氏だけではなく、分裂以降それぞれの協会に属し活動している被爆者ひとり一人に、そして死出に旅立った被爆者に、自らの被爆体験と協会の混乱が織り成す語りにならない万感の思いがあるだろう。

本研究が協会の軌跡と分裂要因の理解を促し、在米被爆者の理解と協会再統合に向けた環境構築の一助になることを期待する。

## 注

- 1) 筆者らが2007年に実施した在米被爆者の実態調査（質問紙調査 [n=129]）では、平均年齢は74.1歳で、約47.3% (n=61) が帰米、日系一世、二世、三世、あるいは米国人としてのアイデンティティを持つと答え、約49.6% (n=64) は日本人として回答している（中尾・池埜, 2008）。
- 2) 筆者らは、2006年1月より高齢化する在米被爆者の実態調査（質問紙調査 [n=129]）及びライフレビューによる質的調査 [n=23]）を実施するとともに、「北米原爆被爆者の会（NABS）」の支援活動にボランティアとして参加している。
- 3) 本稿入稿段階で友澤氏に原稿を閲覧してもらい、実名掲載の了承を得ている。
- 4) 倉本（1999）によると、1976年5月ロサンゼルスで開催された在米被爆者協会の総会において、北加と合併して倉本氏を会長にという案が急浮上し、満場一致で了承されたとある。そのため、北加との合併は、倉本氏の会長就任に伴う緊急の出来事であった。
- 5) 公認非営利団体に認可されることにより、CABSへの寄付は所得税免税となり、寄付の増加が期待された。1986年までは、親睦団体として活動していた。
- 6) 法案は、House of Representatives (H. R.) 17112 (1972年), 2894 (1973年), 8152 (1975年), 5150 (1977年), 10283 (1977年), 8893 (1977年), 8440 (1978年), 10502 (1978年), 1129 (1979年), 1924 (1979年) として10回提出され、すべて廃案となった。H. R. 1924 以外は、カリフォルニア州選出下院議員 Edward Roybal 氏が代表として法案を提出している。
- 7) 1974年5月4日の上院医療教育厚生小委員会では、荒井寛氏、岡井巴氏、倉本寛司氏、堀石和氏、森本ジョージ氏の5人、1975年5月4日の上院厚生福祉委員会では倉本寛司氏、1975年6月2日の上院財務委員会でも倉本寛司氏が被爆者として自らの経験を証言している（袖井, 1995）。
- 8) 2007年に筆者らが実施したライフレビュー調査 (n=23) では、被爆者とわかるとあれこれ興味本位に聞かれ「モルモットのような扱い」をされたと感じた被爆者の語りに出会っている。また、被爆後遺症を神経症として扱う医師も存在した（中尾, 2010）。
- 9) 1974年孫氏裁判地裁勝訴後の厚生省による402号通達、1978年孫氏裁判最高裁判決確定後の在韓被爆者援護施策、2002年郭貴勲氏裁判高裁判

- 決確定後の在外被爆者対策費拠出など、在外被爆者による裁判結果を受けて、原爆二法（援護法）適用によらない対処療法的な支援策を講じてきた経緯を見る限り、日本政府及び厚生省による健診団派遣の決断は孫氏裁判の控訴審判決による影響は否定できない。
- 10) 原爆二法（援護法）適用に加えて、アメリカにおける被爆者治療専門のクリニックの設立、広島大学医学部とカリフォルニア大学サンフランシスコ校医学部（UCSF）との連携、被爆者手帳取得の推進などを求めて活動していた（倉本，1999；「米国被爆者」1995）。
  - 11) 友澤氏によると、1991年9月のCABS理事会において、一度は健診事業を断る方向で決議がなされたが、在韓原爆被害者協会が健診事業受け入れに対して保留という結論を出したこと、そして放影研関係者がCABS理事の一人に健診事業拒否による負の影響（里帰り治療が滞るなど）を理由に拒否しないように説得があったこともあり、最終的に健診事業を受け入れる方向となった。
  - 12) 倉本氏はUCSF医学部と広島大学医学部との提携（姉妹関係の締結）によって、研修医を交換するプログラムの構築に取り組んでいた。広島大学の研修医が定期的に来米することで、被爆者健診及び治療が前進すると考えた（倉本，1999）。UCSF学長及び広島大学の教授の賛同を取りつけたが、当時の健診事業にかかわっていた医師団幹部（倉本氏は具体名を挙げていない）が「大学が入ることで今まで通りの方法で健診事業が継続できない」（倉本，1999：63）という理由で反対され、実現には到らなかったという。
  - 13) この記事では「飽き足らず」という表現に加え、「現状に不満足なことから被爆者検診や里帰り治療を軽んじるような発言を繰り返し、検診団や広島県医師会などとの関係をこじらせた」といった文章など、分裂の原因は倉本氏側にあると受け取れる記載が目立つ。
  - 14) 友澤氏によると、会員資格に関する会則変更は、総会直前の8月29日理事会で決定されたものではなく、それ以前の理事会で決定されたものであることを理事会記録から確認しており、報道の間違いを指摘する。
  - 15) 友澤氏は、会員資格の変更は、会費未納の会員が増加していた問題に対処するため、「未納付の会員に協会から支援を行うかどうか」という問題への対処を目的とする変更で、南カリフォルニア会員の委任状を拒否するといった意図はまったく含まれていなかったとふり返っている。
  - 16) 友澤氏は、「信じていた人に送った手紙がなぜか回りまわって伊藤氏に渡っており、その経緯の詳細はわからない」と倉本氏が話していたことを記憶している。
  - 17) 友澤氏は、このとき録音テープも送られたことをロサンゼルス市のCABS関係者より確認している。
  - 18) 当時、CABS理事25名中19名がサンフランシスコ周辺から選出されており、ロサンゼルスから3名、シアトルから2名、ハワイから1名という状態だった（倉本，1999）。サンフランシスコに理事を集中させることについては、ロサンゼルスやハワイの理事は当初から了承されていた。
  - 19) 友澤氏によると、理事会の議事録は、ロサンゼルス及びハワイ支部の理事にも必ず通知され、会員への連絡ややり取りは各支部の理事に委ねられていた。そのため、伊藤氏によるこの記述は誤りであると述べている。
  - 20) 座談会参加者は以下の通りである（あいうえお順）：伊藤千賀子氏（北米健診団第8回，第9回団長）、大濱紘三氏（北米健診団第12回団長）、山本戸道郎氏（北米健診団第11回団長）、山本泰次氏（北米健診団第12回，13回団長）、柳田実郎氏（広島県医師会常任理事：司会者）。なお、第11回健診（1997年）より二班に分かれて実施しているため、第12回団長は二人となる。
  - 21) 伊藤氏の国籍を理由にしたCABSによる運動への批判は、2000年以降の在外被爆者裁判判決と援護法改正によって誤った認識であることが証明されている。基本的に、援護法には国籍条項は存在しない。2007年11月1日の三菱広島重工業・元徴用工被爆者最高裁判所判決では、「原爆二法による各種の援護措置を受けるための要件として『被爆者』であることに加えて、その居住地が日本国内にあることまでは要求しておらず……」と示された。2008年援護法改正では、海外の被爆者も被爆者手帳の申請を認めると定め、事実上援護法は在外被爆者にも適用すると読み取れる（田村，2010：590-592）。援護法適用は、在外被爆者に与えられた権利であり、国籍を理由に運動を否定することはできない。
  - 22) 本速報に対して、「在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会」（代表：田村和之，広島大学名誉教授）は、「在外被爆者についての無理解や誤解は正していく必要がある」と判断し、2004年8月14日と同年10月22日に代表者が医師会を

訪問している（在ブラジル・在アメリカ被爆者支援ニュース、2004：9）。10月22日は、当時の広島県医師会会長、真田幸三氏との懇談となり、謝罪と会長名にてお詫び文を掲載すると述べたため、「支援する会」としては誠実な発言としてとらえ、公の場での問題にしないと判断した。しかし、その後現在に至るまでお詫び文の掲載は行われていない。

- 23) 倉本氏は回顧録において、1991年ごろよりCABS理事会を通さず、県医師会関係者とロサンゼルス支部及びハワイ支部の幹部がミーティングを行い、健診団の運営やロサンゼルスからの理事が少ないことへの疑問、さらに援護法適用に向けたCABSの運動は問題があるといったことが話されていたと記述されている（倉本、1999：33-34参照）。
- 24) 1989年8月、CABSは会員を対象に初めて実態調査（n=226）を行い、約64.2%（n=145）が原爆二法に基づく被爆者手当をアメリカでも受けられるようにしてほしいと回答している（「健康・手当・老後に不安」1989）。

#### 参考文献

- 「米国被爆者協会が分裂」（1992）『中国新聞朝刊（p. 1）』1992年9月30日。
- 「米国の被爆者：2つの祖国の間で」（1995）『読売新聞東京版朝刊（p. 13）』1995年5月29日。
- 「分裂の危機：対日要求めぐり対立」（1992）『中国新聞朝刊（p. 2）』1992年8月10日。
- CABS Brochure (1981) *American atomic bomb survivors: A plea for medical assistance*. Committee of Atomic Bomb Survivors in the United States of America.
- Glaser, Barney., and Strauss, Anselm L. (1967) *The discovery of grounded theory: Strategies for qualitative research*. Aldine De Gruyter. (後藤隆・大出春江・水野節夫訳 (1996) 『データ対話型理論の発見—調査からいかに理論をうみだすか』新曜社)。
- 「被爆者健診は継続」『中国新聞朝刊（p. 1）』1992年10月9日。
- 平野伸人 (2009) 『海の向こうの被爆者たち：在外被爆者問題の理解のために』八月書館。
- 広島県医師会 (<http://www.hiroshima.med.or.jp>) 2013/2/28.
- 広島県医師会速報第1821号 (2003) 「在外被爆者支援事業：本事業を支えてきた在外被爆者健診団の団長経験者の話を聞く」(pp. 19-38), [http://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/docs/0205/1821\\_019.pdf](http://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/docs/0205/1821_019.pdf) (2013/2/28).
- 「本部側が会則改正：『批判封じ』と対立派反発」（1992）『中国新聞朝刊（p. 2）』1992年8月31日。
- 放射線影響研究所 (<http://www.rerf.or.jp/intro/establish/index.html>) 2013/2/28.
- 市原京子・山田裕一 (2001) 「在米被爆者に対する保健・医療サービスの意味」『社会医学研究』(19), 1-12.
- 池埜聡・中尾賀要子 (2007) 「在アメリカ被爆者の援護と研究課題：心理社会的視座からのアプローチ」『関西学院大学社会学部紀要』102, 85-100.
- 池埜聡・中尾賀要子 (2013) 「第5章「在米被爆者の語り」から：戦争が生み出す境界のはざままで」荻野昌弘編著『戦争が生み出す社会（pp. 157-189）』新曜社。
- 伊藤千賀子 (1996) 『はざまに生きて五十年：在米被爆者のあゆみ』米国広島・長崎原爆被爆者協会編。「健康・手当・老後に不安：医療援助など日本に期待／在米被爆者実態調査」（1989）『読売新聞東京版朝刊（p. 30）』1989年8月1日。
- 厚生労働省 (2012) 2012年7月21日在外被爆者を支援する議員懇談会配布資料。
- 倉本寛司 (1999) 『在米五十年：私とアメリカの被爆者』日本図書刊行会。
- 「倉本寛司さん78歳死去：米国原爆被爆者協会名誉会長」『毎日新聞東京版朝刊（p. 27）』2004年10月6日。
- 「苦闘する在米被爆者：日系人にも偏見／『寝た子起こす』の中傷も」（1981）『朝日新聞東京版朝刊（p. 6）』1981年8月6日。
- Maki, Mitchell T., Kitano, Harry H. L., and Berthold, Megan S. (1999) *Achieving the Impossible Dream: How Japanese Americans Obtained Redress*. University of Illinois Press.
- Merriam, Sharan B. (1998) *Qualitative Research and Case Study Applications in Education* (堀薫夫訳 (2004) 『質的調査法入門—教育における調査法とケース・スタディ』ミネルヴァ書房)。
- 「見つめ直す '02夏」(2002)『毎日新聞大阪版夕刊（p. 11）』2002年8月24日。
- 「内紛で総会流れる」（1992）『中国新聞朝刊（p. 1）』1992年9月8日。
- 中尾賀要子 (2010) 「各国の福祉事情第64回：高齢化する在米被爆者①」『月刊福祉』2月号 (pp. 88-91)。

- Nakao, Kayoko. and Ikeno, Satoshi. (2008) Aging Japanese American A-bomb survivors: A case study. In K. Kosaka & M. Ogino, (Eds.), *A quest for alternative sociology* (pp. 105-121). Melbourne: Trans Pacific Press.
- 中尾賀要子・池埜聡 (2009) 「高齢化する在米被爆者の実態調査 - 被爆による身体的・心理的・社会的影響の包括的理解と政策および研究課題」『人間福祉学研究』2(1), 73-86.
- 「新協会がロスで発足式」(1993)『中国新聞朝刊 (p. 2)』1993年3月29日.
- 袖井林二郎 (1978) 『私たちは敵だったのか: 在米被爆者の黙示録』潮出版.
- 袖井林二郎 (1995) 『私たちは敵だったのか: 在米被爆者の黙示録』岩波書店.
- Stake, Robert E. (1995) *The art of case study research*. Sage Publications.
- 田村和之 (2010) 「在外被爆者援護の今日的課題」荒木誠之・桑原洋子編『社会保障法・福祉と労働法の新展開 (pp. 585-598)』信山社.
- 「在米被爆者が地裁に追加提訴」(2004)『朝日新聞広島版朝刊 (p. 32)』2004年6月30日.
- 「在米被爆者協会が分裂 倉本会長辞任」(1993)『読売新聞大阪版朝刊 (p. 22)』1993年2月14日.
- 「在米被爆者の治療で厚相に要請」(1985)『朝日新聞東京版朝刊 (p. 3)』1985年7月30日.
- 「在米被爆者ら広島市を提訴: 手当申請却下で」(2003)『朝日新聞東京版夕刊 (p. 12)』2003年12月17日.
- 在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会 (2004) 『在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判支援ニュース』第8号.
- 在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会 (2009) 『在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判支援ニュース』第26号.

## “Just a crack, not broken apart”: A case study of causes for organizational conflict in aging Japanese American A-bomb Survivors

Satoshi Ikeno<sup>\*1</sup>, Kayoko Nakao<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup>School of Human Welfare Studies, Kwansei Gakuin University

<sup>\*2</sup>Graduate School of Clinical Education, Mukogawa Women's University

This intrinsic case study is an empirical inquiry of divisive factors that led to internal conflicts in the Committee of Atomic Bomb Survivors (CABS) and organizational split ensued in 1992. Founded in 1965, CABS became a nationwide self-advocacy group in the U.S. for Japanese American A-bomb Survivors and made collective efforts to take a series of political actions for promoting dignity and welfare of their own over a quarter century. Drawing on and triangulating multiple sources of evidence including archival records and interviews, three contextual conditions emerged that explain the causal links between issues fit within and fell outside the scope of organizational conflict. Those were: 1) competing values held by CABS members regarding the medical examination program provided by the Hiroshima Prefectural Medical Association (HPMA), 2) conflicts of interest in some HPMA members whose unofficial conduct ultimately precipitated the internal dissension in CABS, and 3) complex multi-layered dilemmas embedded in the socio-political and cultural milieu that interwoven into the whole fabric of life of aging Japanese American A-bomb survivors. At the last part, we discuss implications for future research and practice to better facilitate their overcoming the status quo and achieving organizational reunification.

---

**Key words:** Japanese American Atomic bomb survivors, Committee of Atomic Bomb Survivors, organizational conflict, Atomic Bomb Victims' Relief Law, Hiroshima Prefectural Medical Association